	2　中学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.007
			２級地	0.007
			３級地	0.006
			４級地	0.005
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	3　高等学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.015
			２級地	0.014
			３級地	0.013
			４級地	0.011
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	4　特別支援学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.010
			２級地	0.009
			３級地	0.008
			４級地	0.007
			無級地（上記以外の地域）	0.000
二　総務費	1　地域振興費	人口	寒冷補正（給与差）	
			１級地	1.001
			２級地	0.887
			３級地	0.860
			４級地	0.683
			無級地（上記以外の地域）	0.000

	2　中学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.007
			２級地	0.007
			３級地	0.006
			４級地	0.005
			無級地（旧４級地であった地域）	0.002
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	3　高等学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.015
			２級地	0.014
			３級地	0.013
			４級地	0.011
			無級地（旧４級地であった地域）	0.004
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	4　特別支援学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.010
			２級地	0.009
			３級地	0.008
			４級地	0.007
			無級地（旧４級地であった地域）	0.002
			無級地（上記以外の地域）	0.000
二　総務費	1　地域振興費	人口	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.903
			２級地	0.800
			３級地	0.776
			４級地	0.616
			無級地（旧４級地であった地域）	0.205
			無級地（上記以外の地域）	0.000
			備考 「無級地（旧４級地であった地域）」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める４級地の地域に市町村役場が所在する市町村であつて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める４級地以外の地域に市町村役場が所在する市町村とする。	